

議案第 4 6 号

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

日出町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 5 年日出町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「もの」を「廃棄物」に改め、同項第 4 号中「もの」を「一般廃棄物」に改め、同項第 5 号中「廃棄物を」を「特別管理一般廃棄物を」に改め、同項第 6 号中「廃棄物を」を「産業廃棄物を」に改め、同項第 9 号中「又はサービス」を「、サービス」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第 1 0 号中「管理者」を「、管理者とする。」に改める。

第 6 条第 1 項中「町長」を「、町長」に改める。

第 7 条第 2 項中「及び再生利用等」を「、再生利用等」に改める。

第 8 条中「管理する土地」を「管理する当該土地」に改める。

第 9 条第 1 項中「町において指定する容器（以下「指定袋」という。）に分別し」を「町が指定したごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）又は粗大ごみ（指定ごみ袋により処分できない一般廃棄物をいう。）用の処理券（以下「指定ごみ

袋等」という。)を用いて」に改め、同条第2項中「指定袋の規格は」を「指定ごみ袋等の規格は、」に改め、同条第3項中「指定袋」を「指定ごみ袋」に改める。

第12条の見出し中「ねこ」を「猫」に改め、同条第1項中「犬・ねこ等」を「、犬・猫等」に改め、同条第2項中「犬・ねこ等の死体は」を「犬・猫等の死体は、」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

指定ごみ袋等の区分	廃棄物処理手数料		備考
もえるごみ用 もえないごみ用	大袋	200円／袋	1袋 10枚
リサイクル用	小袋	100円／袋	1袋 10枚
粗大ごみ用	処理券	400円／枚	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

理 由

新たに粗大ごみの処分に係る手数料について定めたいので提出する。